平成２７年（フ）第３号
高知県土佐清水市竜串18番28号
債務者　伊折　美保
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第１７号
福岡県飯塚市鶴三緒1438番地２　ぼくらの家、前住所福岡県飯塚市潤野1064番地１
債務者　石崎恵理美（旧姓三輪）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第２６号
福岡県遠賀郡岡垣町東山田１丁目５番13号　オルセーＢ棟201号
債務者　早田　　勝
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４８号
北九州市小倉北区熊本１丁目１番15―307号
債務者　西村　　幸
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３３号
宮崎県西都市旭２丁目86番地　市営白馬住宅131号
債務者　米良　昭次
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３６号
宮崎県西都市下妻６番地　市営再開発住宅312号
債務者　仲西　和輝
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３号
鹿児島県姶良市蒲生町久末1253番地２
債務者　内村　洋一
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
鹿児島県霧島市国分中央３丁目46番12―602号　ロイヤルシティ国分駅前
債務者　米田　貴幸
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第６号
熊本県荒尾市本井手1699番地21
債務者　村田　拓馬
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第２１９号
広島県福山市沖野上町３丁目２番19―601号　ＳＦＣ石宝ビル
債務者　甲斐久美子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１１号
広島県福山市日吉台１丁目９番23号　シティハイツ羽原Ｂ203
債務者　在間　　亮
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１５号
広島県福山市引野町北２丁目８番３―201号
債務者　田中久貴子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２０号
広島県府中市栗柄町1384番地１
債務者　金川　　清
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２３号
広島県府中市河南町17番地
債務者　豊田記美代
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１４号
山口県下関市安岡町２丁目５番８―502号　山口ビル
債務者　田川　仁子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
北九州市戸畑区沖台２丁目５番10号
債務者　角　　友晴
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１１号
鹿児島県鹿屋市吾平町麓170番地１
債務者　ＬＩＮ　ＣＨＩＮＧ　ＴＩ　林　　慶滌
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係